

告 通

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等（DPC/PDPS）

令和8年7月14日
告示第267号、保医発0714第6号

【解説】厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部が改正され、告示と関連通知が出ました。7月15日適用です。

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正（告示第267号第1条）

(p.92, 040110 間質性肺炎の「手術・処置等2」の①「ニンテダニブエタンスルホン酸塩」の次に以下を加える)

ネランドミラスト

(p.210, 080105 重症薬疹の「手術・処置等2」の②「乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン」の次に以下を加える)

ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

pH4 処理酸性人免疫グロブリン

厚生労働大臣が指定する病院の病棟にお

ける療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正（告示第267号第2条）

[p.423 右段、最下部の次に挿入（6月号 p.64 の訂正に追加、7月号 p.63 右段「官報掲載事項の一部訂正」参照）]

74	チルゼパチド〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年5月18日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限り）に係るものに限り〕	417 及び 418
75	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年5月18日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限り）に係るものに限り〕	2036 から 2039 まで

76	アレクチニブ塩酸塩〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年5月18日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限り）に係るものに限り〕	4から8まで、14から18まで、25から28まで、33、34、317、320、383から387まで、389、394から397まで、402、458から461まで、463、477から480まで、492、493、502、503、505、515から517まで、520、660、894から897まで、901から904まで、909、913から915まで、921から923まで、932から934まで、940、941、948から951まで、957から962まで、967から970まで、975、976、982から986まで、993から996まで、1000、1001、1005から1008まで、1012、1021から1023まで、1030、1040、1044、1047、1056から1058まで、1063、1064、1068から1070まで、1296、1299、1301、1303、1304、1308、1309、1311、1312、1314、1315、1320、1321、1475、1480、1481、1484、1526から1531まで、1537から1540まで、1552、1554、1562、1564、1593、1596、1600、1650から1652まで、1655、1656、1658、1660、1665、1668、1670、1672、1676、1677、1681、1682、
----	--	--

1685, 1688, 1689, 1694, 1698, 1699, 1707, 1708, 1710, 1717, 1718, 1724, 1725, 1727, 1728, 1811, 1812, 1818 から 1821 まで, 1824, 1828, 1833, 1834, 1840, 1842, 1843, 1847, 1848, 1851, 2445 及び 2447		78 リソバリシブメシル酸塩水和物 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 8 年 3 月 23 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 1 項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	1811, 1812, 1818 から 1820 まで 及び 1824	の 25 第 1 項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	
77 ネランドミラスト〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 8 年 5 月 18 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 1 項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	587 から 589 まで 及び 591 から 593 まで	79 ニバドストロセル〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和 8 年 4 月 3 日に、医薬品医療機器等法第 23 条	1503	80 ナドファラゲン フィラデノベク 〔当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和 8 年 5 月 8 日に、医薬品医療機器等法第 23 条の 25 第 1 項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	1688, 1689, 1694, 1698 及び 1699

保医発 0714 第 6 号

〔p.426, 別表 1 の項番「55」の次に挿入, 以下「56」～「72」1 ずつ繰り下げ（6 月号 p.65 の訂正に追加）〕

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）
56	ファビピラビル	アビガン錠 200mg	重症熱性血小板減少症候群ウイルス感染症	A938

〔p.426, 別表 1 の最下部に挿入（6 月号 p.65 の訂正に追加）〕

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）
74	チルゼパチド	ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス ゼップバウンド皮下注 5mg アテオス ゼップバウンド皮下注 7.5mg アテオス ゼップバウンド皮下注 10mg アテオス ゼップバウンド皮下注 12.5mg アテオス ゼップバウンド皮下注 15mg アテオス	中等症以上の閉塞性睡眠時無呼吸症候群 ただし、BMI が 27kg/m ² 以上に該当する場合に限る。	G473
75	ベンラリズマブ（遺伝子組換え）	ファセンラ皮下注 30mg シリンジ ファセンラ皮下注 30mg ペン	好酸球増多症候群	D721
76	アレクチニブ塩酸塩	アレセンサカプセル 150mg	ALK 融合遺伝子陽性の進行・再発の固形癌	C711, C712 等
77	ネランドミラスト	ジャスケイド錠 9mg ジャスケイド錠 18mg	特発性肺線維症 進行性肺線維症	J84\$
78	リソバリシブメシル酸塩水和物	ハイツエキシン錠 10mg	がん化学療法後に増悪した PIK3CA 遺伝子変異を有する卵巣明細胞癌	C56
79	ニバドストロセル	アロステムシート	栄養障害型、接合部型及び単純型（重症汎発型に限る）表皮水疱症 難治性又は再発性のびらん・潰瘍を有する栄養障害型、接合部型及び単純型（重症汎発型に限る）表皮水疱症の患者を適応対象とする。 本品は、難治性又は再発性のびらん・潰瘍部に適用し、再上皮化を促すことを目的とする。	Q81\$
80	ナドファラゲン フィラデノベク	エドスチラドリン膀胱内注入液	BCG 膀胱内注入療法後に残存・再発した上皮内癌を有する高リスク筋層非浸潤性膀胱癌 ただし、BCG 膀胱内注入療法の再導入の適応とならない患者に限る	C67\$, D090